

## 館山市下水道事業経営戦略

団体名：千葉県・館山市

事業名：公共下水道事業

策定期日：平成 29 年 3 月

計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度

### 経営戦略策定の背景

館山市の下水道事業は、少子高齢化や人口減少時代の到来、節水型社会への変化の社会経済的因素を踏まえつつ、限られた財源の中で効率的な整備が求められています。今後は、公共下水道施設の改築更新や経営改善等の課題への取り組みが必要とされ、市は下水道管理者として市民のニーズや特性を踏まえ、創意工夫した取り組みを進めていく必要があります。

下水道事業は、地方財政法で適正な経費負担に基づく独立採算の原則が定められています。平成26年8月、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」を策定するよう要請がありました。

「経営戦略」は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画です。今後の施設・設備更新を見通した投資等とその財源見通しを試算して、収支を均衡させた「投資・財政計画」に沿って経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが要請されています。

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

|                     |          |                          |                      |
|---------------------|----------|--------------------------|----------------------|
| 供用開始年度<br>(供用開始後年数) | 平成10年度   | 法適用(全部適用・一部適用)<br>非適用の区分 | 非適用<br>平成32年4月1日適用予定 |
| 処理区域内人口密度           | 29.4人/ha | 流域下水道等への接続の有無            | 無                    |
| 処理区数                | 1        |                          |                      |
| 処理場数                | 1        |                          |                      |
| 広域化・共同化・最適化実施状況     | 無        |                          |                      |

水道事業は地方公営企業法適用事業ですが、下水道は非適用事業です。国の通知を受けて、平成32年度の法適用スタートに向けて、現在その準備を進めています。

##### ② 使用料

|                                     |   |                                     |                  |
|-------------------------------------|---|-------------------------------------|------------------|
| 一般家庭用使用料体系の概要・考え方                   | 本市の下水道使用料の体系は、従量制(10m <sup>3</sup> 基本使用水量あり)の累進使用料です。 |                                     |                  |
| 業務用使用料体系の概要・考え方                     | 業務用体系は設けていません。  |                                     |                  |
| その他の使用料体系の概要・考え方                    | その他の体系もありません。   |                                     |                  |
| 条例上の使用料*1<br>(20m <sup>3</sup> あたり) | 平成25年度<br>2,542円                                      | 実質的な使用料*2<br>(20m <sup>3</sup> あたり) | 平成25年度<br>3,333円 |
| *過去3年度分を記載                          | 平成26年度<br>2,617円                                      | *過去3年度分を記載                          | 平成26年度<br>3,485円 |
|                                     | 平成27年度<br>2,617円                                      |                                     | 平成27年度<br>3,513円 |

\*1 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

下水道は地方公共団体である市が経営する公営企業です。公営の事業として企業性を發揮し最小の経費で最良のサービスを提供すべきとされており、経営の健全化・効率化に努め、市民の理解を得る必要があります。

下水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄うに足りる使用料水準とし、個々の使用者に対して公平な負担を求める使用料体系であることが基本です。その設定に当たっては、それぞれの使用実態に応じて対象経費を配賦する個別原価主義に基づいた体系をとっています。また、市民の日常生活への配慮から少量部分についての使用料を低廉なものにすること、水量に直接関係しない固定経費を賄うため基本水量を賦課することを行ってきました。しかし、核家族化の進行に伴う小口件数の増加、節水機器の普及や節水意識の向上から基本水量の設定や累進度について実態に合わなくなっています。このため、今の時代に合った適切な使用料体系の在り方を検討する必要があります。

### (3) 組織

|             |  |
|-------------|--|
| 職 員 数       | 平成28年4月1日現在、下水道課長以下8名で構成されています。<br>平成10年度は18名が在籍しましたが、平成14年度に13名、処理場を包括的民間委託をした平成21年度には8名となり現在に至っています。 |
| 事 業 運 営 組 織 | 水道区域と下水道区域が異なり、水道部局のみ一部事務組合のため、水道部局との統合及び組織体制再編の実績はありません。  |

### (2) 民間活力の活用等

|               |                               |  |
|---------------|-------------------------------|--|
| 民 間 活 用 の 状 況 | ア 民間委託<br>(包括的民間委託を含む)        | 下水道終末処理場は、供用開始以来、民間委託を一部取り入れ、平成21年度から包括的民間委託を取り入れ、維持管理費の縮減を図っています。 |
|               | イ 指定管理者制度                     | 導入していません。  |
|               | ウ PPP・PFI                     | 導入していません。  |
| 資 産 活 用 の 状 況 | ア エネルギー利用<br>(下水熱・下水汚泥・発電等)*3 | 下水汚泥のエネルギー利用について検討しましたが、現時点では、発生する汚泥量が少なく、投資に見合った効果が期待されません。       |
|               | イ 土地・施設等利用<br>(未利用土地・施設の活用等)  | 計画区域の縮小により生じた処理場の未利用地の活用について、検討しています。                              |

\*3「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

|  |
|--|
| 平成27年度に公表された「経営比較分析表」では、本市の経費回収率や汚水処理原価が、類似自治体の中で低い水準にあります。原因として、水洗化率が県内で2番目に低いことと類似自治体の中では料金水準が低いことが挙げられます。但し、料金水準は、県内自治体の中では高い方に属します。<br>経営の健全化・効率化を図るためにには、まず、水洗化率の向上に重点を置き、次いで使用料の見直しを検討する必要があります。 |
|--|

### (4) 下水道事業を取り巻く環境の変化

国の財政再建、少子高齢化の到来など、本市をはじめ地方自治体を取り巻く環境は急激に変化しており、一般会計からの財政支援に頼ってきた下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

また、汚水処理の未普及解消のほか、地震・浸水被害の軽減、下水道資源リサイクルの推進、ストックの増大による維持更新、コストの増大などに加え、本市においては次のような課題を抱えています。

#### ① 人口減少・少子高齢化社会の進展

館山市の人口は47,437人(平成27年国調)となっており、これまでの推移をみると昭和25年の59,424人をピークに減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所が示している将来人口は表1のとおりで、今後も減少していくことが見込まれています。

人口減少や少子高齢化は下水道料金収入の減収を招き、また、下水道事業の経営や持続的な下水道サービスの提供に影響が出るなどの問題を抱えています。

表1 日本の地域別将来人口推計値(平成25年)

| 年次     | 平成22年<br>2010年 | 平成27年<br>2015年 | 平成32年<br>2020年 | 平成37年<br>2025年 | 平成42年<br>2030年 | 平成47年<br>2035年 | 平成52年<br>2040年 |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 館山市(人) | 49,290         | 47,437         | 45,211         | 42,757         | 40,190         | 37,579         | 34,992         |

## ② 特別会計の経営健全化

下水道事業、国民健康保険などの特別会計については、一般会計において負担すべき経費を除き、本来、特定の収入で運営する独立採算性が基本ですが、いくつかの会計では、一般会計からの赤字補てん的な繰入金を主たる財源として運営してきた実態が見られます。

これら一般会計から特別会計への繰出金の増加が、財政を圧迫する要因にもなっていることから、事務事業の見直しが急務です。このため中長期的な経営見直しを行い、一般会計からの繰出金を最小限に抑える必要があります。

表2は、平成22年度から27年度の公共下水道事業汚水処理費、使用料収入、他会計繰入額の推移を示したもので、維持管理費と使用料収入を比較すると、使用料収入が年々増加しているものの、維持管理費を賄う状況にありません。経費回収率(使用料収入／汚水処理費)は微増傾向にありますが約41%とまだ低く、県内の類似団体と比べても低い状態にあります。使用料単価(使用料収入／年間有収水量)は175.7円、汚水処理原価(汚水処理費／年間有収水量)は418.9円で県内の類似団体と比べ低い水準にあります。

表2 汚水処理費、使用料、他会計繰入額の推移

| 区分                      | 平成22年度  | 23年度    | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度    |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 維持管理費(千円)               | 178,628 | 182,385 | 189,336 | 182,642 | 191,143 | 184,194 |
| 汚水処理費(千円)               | 212,528 | 216,485 | 223,486 | 216,742 | 225,243 | 218,294 |
| 使用料収入(千円)               | 84,414  | 85,258  | 87,714  | 85,053  | 90,172  | 91,552  |
| 他会計繰入額(千円)              | 364,578 | 349,579 | 355,796 | 331,759 | 374,643 | 320,782 |
| 年間有収水量(m <sup>3</sup> ) | 502,624 | 506,580 | 521,362 | 510,375 | 517,542 | 521,170 |
| 経費回収率(%)                | 39.72   | 39.38   | 39.25   | 39.24   | 40.03   | 41.94   |

## ③ 長期的な視点

今後は高齢化、少子化、節水志向、施設の老朽化が進むことが見込まれるため、収支の悪化が懸念されます。持続的に下水道サービスを提供していくためには、経営の現状を客観的に把握して、将来の見通しを明らかにした上で、経営基盤の強化に取り組むことが重要です。

このため、人口減少等の変化を踏まえ、長期的な収支バランスを見通した下水道経営計画を作ります。整備目標、収支改善方策、調査や工事の実施時期、収支見通しなどです。

人口減少に伴う使用料収入の減少に対する負担方法を見直すと共に整備済み区域での下水道への接続の徹底、維持管理費のさらなる効率化に努める必要があります。

## ④ 下水道ストックの現状と課題

管渠施設の総整備延長は、汚水管が約41kmとなっています。汚水管は、平成6年度から整備されており、一番古い管は平成27年度末で21年経過しています。

また、終末処理場の供用開始も平成10年度ですので整備から17年経過しています。

これら施設設備の老朽化に伴う更新が必要になってきていることから、更新時期の平準化に配慮することが必要です。

## 2. 経営の基本方針

|  |
|--|
| ○「水環境の改善」に公営企業として取り組み、市民がいつまでも安心して暮らせる「快適で安全・安心な市民生活の確保」を図ります。   |
| ○下水道施設の効率的な維持管理・再整備を通じ、下水道サービスを持続的に提供します。これに不可欠な財政基盤を健全性、集積性、効率性の観点から強化するとともに、経営資源を人材・技術・財源と幅広く捉え、これらの確保に努めます。 |

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

## (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### ・投資の目標に関する事項

平成30年度末までに現在の第2期整備(195ha)を終了し、その後は汚水適正処理構想に沿った整備を実施します。

#### ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

法適用化への移行により、資産更新の時期がより明確になることにより、特定の時期に偏らない計画的な施設設備の更新を行います。

#### ・投資の平準化に関する事項

施設の長寿命化への投資時期を考慮し、特定時期に投資が集中しないよう投資の平準化に配慮します。

#### ・防災・安全対策に関する事項

本市の公共下水道は分流式であり、事業区域が市内の一部で地下に設置された施設も非常に少ないため、津波や豪雨等に対する防災機能はほとんど必要ないと見えます。しかし、災害発生時に下水道施設設備の劣化等を原因とする災害を防止するため、定期的な施設設備の点検を行い、必要なものは改修を行っています。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### ・財源の目標に関する事項

経費回収率の改善に努め、平成37年度末時点の目標を48%とします。

#### ・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

本市下水道事業は整備途上にあるため、将来人口の減少が見込まれるもの、接続者数、使用料収入とも年々微増の傾向にあります。また、経費回収率も低い水準で推移しているものの、微増傾向です。

料金水準は、県内類似自治体の中では、わずかに低い水準にありますが、県内全体では高い方に属します。事業規模や人口の大きな自治体は、安い料金でも十分に経営可能ですが、事業規模が小さいと経費回収率が低くなります。このため、接続者数の増加による経費回収率の向上を優先し、次いで使用料の見直しによる財源確保を図ります。さらに賦課漏れの確認、徴収率の向上に努め、賦課徴収の適正化を図ります。

水洗化率(公共下水道への接続率)は、平成37年度までに第1期・2期整備区域について85%以上を目指します。

使用料の見直しについては、法非適用の間は、消費増税があった場合は、増税分を見直すにとどめ、法適化後の経営状況を分析し、必要が認められれば法適化2年後に見直しを行います。

#### ・企業債に関する事項

本市下水道事業は整備途上にあり、小規模ながら着実な整備が必要です。また、事業を進めるために受益者負担金も財源とはなるものの限りがあり、国庫補助金以外の主な財源は企業債になります。企業債は、将来の負担につながることから、借入に当たっては、投資に見合った適正な額か精査の上、必要最小限となるよう努めます。

#### ・繰入金に関する事項

一般会計からの繰入金を最小限に抑えることが市の財政健全化のために必要ですが、本市下水道事業は小規模のため、繰入金に依存せざるを得ない現状です。また、下水道事業償還金残高は平成35年頃にピークを迎えるため、繰入金の急激な削減は見込めません。このため、繰入金への過度な依存を防ぐため、基準外繰入額の上限を設定し、それを超える場合は支出の抑制に努めます。基準外繰入額の上限は1億7千万円とします。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ・民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

鏡ヶ浦クリーンセンター(下水道終末処理場)は、供用開始以来、一部民間委託を取り入れ、運転管理費の縮減を図ると共に、平成21年度から包括的民間委託を取り入れ、維持管理費の縮減を図ってきました。委託先の選定は入札により行っており、競争原理を活用し経費の縮減に努めています。また、契約期間は3年の複数年契約です。今後も同様に対応しますが、経費削減につながる有効な方法が確認されれば、速やかに修正していきます。

#### ・職員給与費に関する事項

平成28~29年度8名(内資本分2名)、30年度(要望)9名(資本分2名)、31年度以後10名(資本分3名)で積算しています。30年度以後の増員の主な理由は、公営企業会計適用と管路整備のための人員です。

#### ・動力費に関する事項

電気代を除き、包括的民間委託の中で対応しており、今後も同様な対応をしていきます。他に経費削減につながる有効な方法が確認されれば、速やかに修正していきます。

#### ・薬品費に関する事項

包括的民間委託の中で対応しており、今後も同様な対応をしていきます。他に経費削減につながる有効な方法が確認されれば、速やかに修正していきます。

#### ・修繕費に関する事項

1件30万円未満の小規模修繕は包括的民間委託の中で対応し、30万円以上の修繕は市が直接対応し入札等により業者選定しています。突発的な修繕に速やかに対処できるよう包括的委託業者との連絡を密にしており、今後も同様に対応していきます。

#### ・委託費に関する事項

包括的民間委託以外の業務については、全て入札により業者を選定しており、競争原理の活用により費用の抑制を図っています。今後も同様に進め、経費の縮減に努めます。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項            | 処理区域、処理場数とも単一であり、隣接する自治体では事業を行っていないため、特に検討をしません。 |
| 民間活力の活用に関する事項<br>(PPP/PFIなど) | 本市の事業規模からは、新たな処理場等の施設整備は考えていません。                 |

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

|                    |  |
|--------------------|--|
| 使用料の見直しに関する事項      | 平成21年度に改訂後、実質的に据え置いていますが、今後も厳しい財政状況が予想されるため、接続率の向上、徴収の適正化で経費回収率が改善されない場合は、法適化後に必要に応じ使用料の改定を行う予定です。   |
| 資産活用による収入増加の取組について | 計画区域の縮小により生じた処理場の未利用地について、所管換えによる活用や民間への売却・貸付を検討していきます。  |
| その他の取組             | 供用開始後18年しか経過しておらず、水洗化率が他の類似自治体に比較して低いため、使用料の徴収強化に加え水洗化率の向上に努めること等により、使用料収入の増収を図ります。<br>水洗化率の向上を図るために、未接続者への働きかけに関する指定工事店の活用や補助制度の見直しなどに取り組みます。 |

### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

|           |  |
|-----------|--|
| 動力費に関する事項 | 管渠整備が概成し、下水道への接続率が100%に近づいた後は、汚水処理水量及び使用料収入が減少することが予想されます。その中で、健全で効率的な経営を行うためには、維持管理費の縮減が必要です。量に応じた費用以外に処理場を維持するために一定の費用が必要なことから、長期的には処理量に応じた施設規模の縮小化を考慮し、施設の維持管理を行っていきます。 |
| 薬品費に関する事項 |  |
| 修繕費に関する事項 |  |
| 委託費に関する事項 |  |
| その他の取組    |  |

### 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

|                     |   |
|---------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 | 今後、毎年の決算状況により経営状況を検証していきます。経営戦略の更新については、平成33年度以後に行います。平成32年度の法適化により、減価償却費が明らかになるため、新たな課題となる施設更新のための対応を考慮する必要があります。また、維持管理費のさらなる縮減等についても検討し、将来の経営状況を分析したうえで、使用料の見直しを検討することが考えられます。 |
|---------------------|---|

# 経営比較分析表

千葉県 館山市

| 業務名       | 業種名         | 事業名    | 類似団体区分                         |
|-----------|-------------|--------|--------------------------------|
| 法非適用      | 下水道事業       | 公共下水道  | Cc2                            |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 有収率(%)                         |
| -         | 該当数値なし      | 11.30  | 95.89                          |
|           |             | 2,617  | 1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円) |

| 人口(人)      | 面積(km <sup>2</sup> )     | 人口密度(人/km <sup>2</sup> )      |
|------------|--------------------------|-------------------------------|
| 48,749     | 110.15                   | 442.57                        |
| 処理区域内人口(人) | 処理区域面積(km <sup>2</sup> ) | 処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> ) |
| 5,480      | 1.85                     | 2,962.16                      |

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成26年度全国平均

## 分析欄

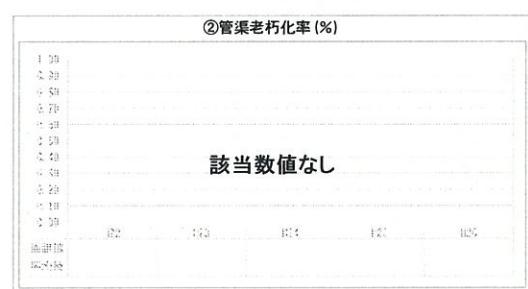
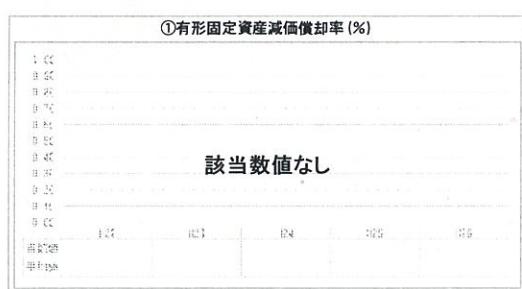
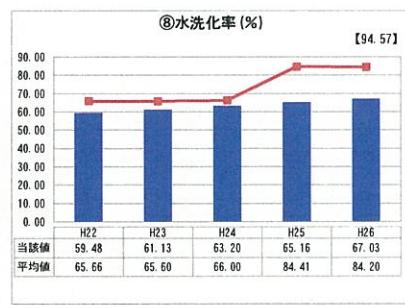
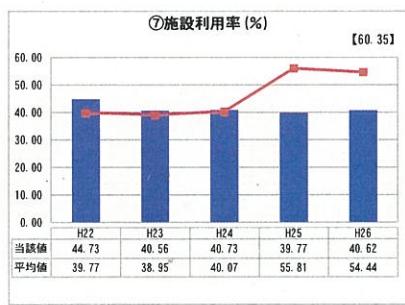
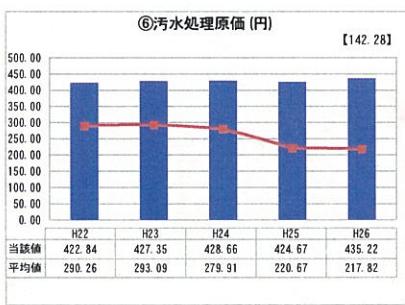
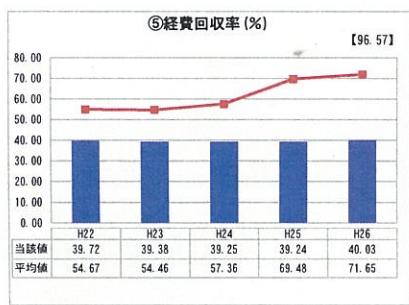
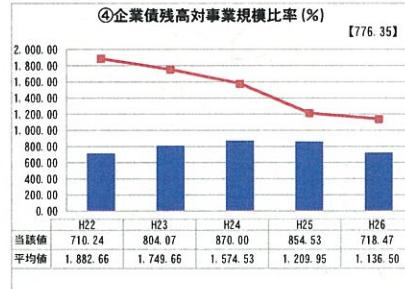
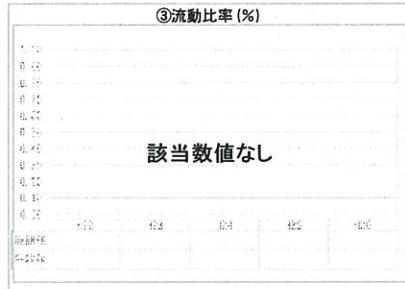
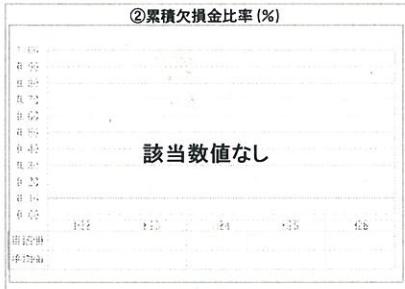
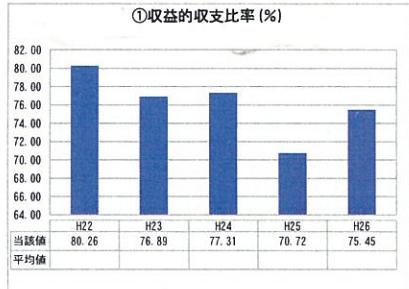
### 1. 経営の健全性・効率性

収益的収支比率は、100%に満たないものの、県内類似団体と比較した中では上位にある。また、企業債残高対事業規模比率は、県内類似団体の中では低く、投資規模は適切と言える。

しかし、経費回収率や汚水処理原価は、県内類似団体の下位にある。

料金水準が県内類似団体中最低であることが、経費回収率の低さにつながっているため、料金改定を行いう必要性が高い。

また、包括的民間委託の導入等により維持管理費の削減に努めているものの、接続率が低いことが効率的な経営につながっていないと言える。このため、接続率の向上に努めることが必要である。



2. 老朽化の状況について

供用開始から16年程度で比較的日の浅いため、管渠改善率が現在0だが、老朽化への対応はこれからの課題となる。

必要な時期に確実に更新が行われるよう中長期的な計画を立て、実行する必要がある。

全体総括

供用開始から比較的日が浅く、普及率も低い現状にあるため、普及率・接続率の向上を進めるとともに、県内類似団体との比較や経営状況を精査した上で適正な料金水準を検討することにより、持続的で効率の良い事業経営につながる。

(法非適用企業)

## 収支計画(※)

(単位:千円、%)

| 年 度       |                           | 前々年度<br>(決算) | 前年度<br>(決算) | 本年度<br>予算 | 29年度      | 30年度      | 31年度      | 32年度      | 33年度      | 34年度      | 35年度      | 36年度      | 37年度      |
|-----------|---------------------------|--------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 区 分       |                           |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 収益的<br>収入 | 1 総 収 益 (A)               | 468,426      | 415,011     | 420,188   | 445,725   | 457,725   | 447,755   | 444,817   | 446,954   | 432,413   | 426,025   | 420,952   | 418,209   |
|           | (1) 営 業 収 益 (B)           | 93,226       | 94,170      | 96,476    | 101,421   | 103,801   | 105,463   | 105,955   | 106,971   | 115,915   | 117,020   | 118,522   | 119,144   |
|           | ア 料 金 収 入                 | 90,172       | 91,552      | 93,823    | 94,761    | 95,709    | 96,666    | 97,633    | 98,609    | 107,563   | 108,638   | 109,725   | 110,822   |
|           | イ 受 託 工 事 収 益 (C)         |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|           | ウ そ の 他                   | 3,054        | 2,618       | 2,653     | 6,660     | 8,092     | 8,797     | 8,322     | 8,362     | 8,352     | 8,382     | 8,797     | 8,322     |
|           | (2) 営 業 外 収 益             | 375,200      | 320,841     | 323,712   | 344,304   | 353,924   | 342,292   | 338,862   | 339,983   | 316,498   | 309,005   | 302,430   | 299,065   |
|           | ア 他 会 計 繰 入 金             | 374,643      | 320,782     | 321,239   | 344,289   | 353,909   | 342,277   | 338,847   | 339,968   | 316,483   | 308,990   | 302,415   | 299,050   |
|           | イ そ の 他                   | 557          | 59          | 2,473     | 15        | 15        | 15        | 15        | 15        | 15        | 15        | 15        | 15        |
|           | 2 総 費 用 (D)               | 322,288      | 308,315     | 303,159   | 304,521   | 306,568   | 292,716   | 287,407   | 278,351   | 270,762   | 264,830   | 261,510   | 250,289   |
|           | (1) 営 業 費 用               | 194,788      | 187,827     | 190,545   | 197,118   | 210,085   | 204,651   | 207,829   | 206,983   | 207,629   | 209,796   | 213,936   | 209,635   |
| 収益的<br>支出 | ア 職 員 給 与 費               | 46,731       | 49,937      | 61,897    | 52,008    | 63,396    | 64,030    | 64,670    | 65,317    | 65,970    | 66,630    | 67,296    | 67,969    |
|           | うち 退職手当                   |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|           | イ そ の 他                   | 148,057      | 137,890     | 128,648   | 145,110   | 146,689   | 140,621   | 143,159   | 141,666   | 141,659   | 143,166   | 146,640   | 141,666   |
|           | (2) 営 業 外 費 用             | 127,500      | 120,488     | 112,614   | 107,403   | 96,483    | 88,065    | 79,578    | 71,368    | 63,133    | 55,034    | 47,574    | 40,654    |
|           | ア 支 払 利 息                 | 127,500      | 120,488     | 112,614   | 107,403   | 96,483    | 88,065    | 79,578    | 71,368    | 63,133    | 55,034    | 47,574    | 40,654    |
|           | うち 一時借入金利息                |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|           | イ そ の 他                   |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|           | 3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)     | 146,138      | 106,696     | 117,029   | 141,204   | 151,157   | 155,039   | 157,410   | 168,603   | 161,651   | 161,195   | 159,442   | 167,920   |
|           | 1 資 本 的 収 入 (F)           | 332,840      | 485,918     | 387,105   | 413,242   | 325,046   | 499,183   | 599,598   | 628,145   | 642,479   | 643,277   | 537,537   | 475,669   |
|           | (1) 地 方 債                 | 192,900      | 266,500     | 229,000   | 234,600   | 190,200   | 269,900   | 317,500   | 325,600   | 327,600   | 316,100   | 243,400   | 193,900   |
| 資本的<br>収入 | うち 資本費平準化債                | 77,700       | 107,900     | 109,100   | 110,300   | 110,000   | 119,200   | 128,400   | 136,500   | 138,500   | 127,000   | 99,300    | 59,800    |
|           | (2) 他 会 計 补 助 金           | 55,156       | 82,655      | 112,361   | 98,791    | 109,096   | 149,083   | 144,998   | 156,445   | 172,779   | 185,077   | 203,037   | 178,169   |
|           | (3) 他 会 計 借 入 金           |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|           | (4) 固 定 資 産 売 却 代 金       |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|           | (5) 国(都道府県)補助金            | 51,822       | 122,089     | 41,540    | 66,585    | 19,850    | 76,000    | 122,000   | 131,000   | 127,000   | 127,000   | 76,000    | 88,500    |
|           | (6) 工 事 負 担 金             | 31,782       | 14,674      | 4,204     | 13,266    | 5,900     | 4,200     | 15,100    | 15,100    | 15,100    | 15,100    | 15,100    | 15,100    |
|           | (7) そ の 他                 | 1,180        |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|           | 2 資 本 的 支 出 (G)           | 473,801      | 604,674     | 504,614   | 554,446   | 476,203   | 654,222   | 757,008   | 796,748   | 804,130   | 804,472   | 696,979   | 643,589   |
|           | (1) 建 設 改 良 費             | 175,217      | 288,662     | 171,773   | 202,297   | 104,723   | 261,354   | 343,588   | 361,824   | 354,062   | 354,303   | 262,546   | 236,291   |
|           | うち 職員給与費                  | 20,738       | 17,394      | 16,115    | 16,789    | 23,123    | 23,354    | 23,588    | 23,824    | 24,062    | 24,303    | 24,546    | 24,791    |
| 資本的<br>支出 | (2) 地 方 債 償 還 金 (H)       | 298,584      | 316,012     | 332,841   | 352,149   | 371,480   | 392,868   | 413,420   | 434,924   | 450,068   | 450,169   | 434,433   | 407,298   |
|           | (3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|           | (4) 他 会 計 へ の 繰 出 金       |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|           | (5) そ の 他                 |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|           | 3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)     | △ 140,961    | △ 118,756   | △ 117,509 | △ 141,204 | △ 151,157 | △ 155,039 | △ 157,410 | △ 168,603 | △ 161,651 | △ 161,195 | △ 159,442 | △ 167,920 |

(法非適用企業)

## 収支計画(※)

(単位:千円、%)

| 年<br>度<br>区<br>分  | 前々年度<br>(決算) | 前年度<br>(決算) | 本年度<br>予算 | 29年度      | 30年度      | 31年度      | 32年度      | 33年度      | 34年度      | 35年度      | 36年度      | 37年度      |
|---|--------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 收 支 再 差 引 (E)+(I) (J)   | 5,177        | △ 12,060    | △ 480     |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 積 立 金 (K)   |              |             |           |           |           |           | 12,100    |           |           |           |           |           |
| 前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)   | 19,464       | 24,640      | 12,580    | 12,100    | 12,100    | 12,100    | 12,100    |           |           |           |           |           |
| 前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)   |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 収 益 的 支 出 に 充 て た 地 方 債 (N)                                   |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 収 益 的 支 出 に 充 て た 他 会 計 借 入 金 (O)                             |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)                           | 24,641       | 12,580      | 12,100    | 12,100    | 12,100    | 12,100    |           |           |           |           |           |           |
| 翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (Q)                                   | 20,506       |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 実 質 収 支 黒 字 (R)<br>(P)-(Q) 赤 字 (S)                            | 4,135        | 12,580      | 12,100    | 12,100    | 12,100    | 12,100    |           |           |           |           |           |           |
| 赤 字 比 率 ( $\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$ )                  |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )            | 75           | 66          | 66        | 68        | 68        | 65        | 63        | 63        | 60        | 60        | 60        | 64        |
| 地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た (T)<br>資 金 の 不 足 額 |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (U)                             | 93,226       | 94,170      | 96,476    | 101,421   | 103,801   | 105,463   | 105,955   | 106,971   | 115,915   | 117,020   | 118,522   | 119,144   |
| 地 方 財 政 法 に よ る (T)/(U) × 100<br>資 金 不 足 の 比 率                |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た (V)<br>資 金 の 不 足 額         |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る<br>解 消 可 能 資 金 不 足 額 (W)      |              |             |           |           | *         |           |           |           |           |           |           |           |
| 健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た (X)<br>事 業 の 規 模           | 85,143       | 93,226      | 94,170    | 96,476    | 101,421   | 103,801   | 105,463   | 105,955   | 106,971   | 115,915   | 117,020   | 118,522   |
| 健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た ((V)/(X) × 100)<br>資 金 不 足 比 率   |              |             |           |           | *         |           |           |           |           |           |           |           |
| 他 会 計 借 入 金 残 高 (Y)   |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 地 方 債 残 高 (Z)   | 5,261,799    | 5,212,287   | 5,113,347 | 4,995,799 | 4,814,519 | 4,691,551 | 4,595,631 | 4,486,307 | 4,363,839 | 4,229,771 | 4,038,738 | 3,825,339 |

○他会計繰入金

(単位:千円)

| 年<br>度<br>区<br>分 | 前々年度<br>(決算) | 前年度<br>(決算) | 本年度     | 29年度    | 30年度    | 31年度    | 32年度    | 33年度    | 34年度    | 35年度    | 36年度    | 37年度    |
|------------------|--------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収 益 的 収 支 分      | 377,192      | 323,370     | 323,822 | 350,889 | 361,911 | 350,569 | 347,139 | 348,260 | 324,775 | 317,282 | 310,707 | 307,342 |
| うち 基 準 内 繰 入 金   | 273,086      | 243,677     | 242,061 | 252,836 | 251,981 | 247,485 | 241,407 | 244,430 | 229,283 | 220,769 | 211,597 | 213,198 |
| うち 基 準 外 繰 入 金   | 104,106      | 79,693      | 81,761  | 98,053  | 109,930 | 103,084 | 105,732 | 103,830 | 95,492  | 96,513  | 99,110  | 94,144  |
| 資 本 的 収 支 分      | 55,156       | 82,655      | 112,361 | 98,791  | 109,096 | 149,083 | 144,998 | 156,445 | 172,779 | 185,077 | 203,037 | 178,169 |
| うち 基 準 内 繰 入 金   | 45,823       | 55,256      | 68,609  | 66,688  | 76,419  | 84,725  | 93,707  | 104,018 | 116,014 | 128,071 | 141,788 | 145,674 |
| うち 基 準 外 繰 入 金   | 9,333        | 27,399      | 43,752  | 32,103  | 32,677  | 64,358  | 51,291  | 52,427  | 56,765  | 57,006  | 61,249  | 32,495  |
| 合 計              | 432,348      | 406,025     | 436,183 | 449,680 | 471,007 | 499,652 | 492,137 | 504,705 | 497,554 | 502,359 | 513,744 | 485,511 |

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公

第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。